# 非上場会社の会計基準に関する 懇談会

せきぐち 智和 関口 ASBJ 研究員

## はじめに

我が国では、2007年8月に企業会計基準委 員会(ASBJ)と国際会計基準審議会(IASB) との間で締結された「東京合意」や 2009 年 6 月の企業会計審議会から公表された「我が国に おける国際会計基準の取扱いに関する意見書 (中間報告) | を踏まえ、日本基準と国際財務報 告基準 (IFRS) とのコンバージェンスに向け た取組みが継続・加速化されている。

このように我が国の会計基準が大きく変化し つつある中、適用すべき会計基準とその対象会 社等の関係について十分な検討を行うべきとの 意見が多くの関係者より出されている。特に、 非上場会社においては、資金調達などの事業活 動の態様や財務諸表に対する関係者のニーズが 上場会社とは異なっていることなどから、我が 国の会計基準の国際化を進めるにあたって、非 上場会社への影響を同避又は最小限にとどめる 必要がある等の意見が示されている。こうした 意見を踏まえ、2010年1月、IFRS 対応会議か ら、非上場会社の特性を踏まえた会計基準のあ り方について幅広く検討することを目的として、 関係者が一堂に会した「非上場会社の会計基準 に関する懇談会」(以下「懇談会」という。)を 設置することが提言され、同年3月に懇談会に

おける審議が開始された。

本稿においては、本懇談会について概要を解 説させていただく。なお、文中の意見にわたる 部分は筆者の私見であることをあらかじめお断 りしておく。

## 懇談会の設置と進め方

懇談会運営にあたっては、主要関係者が一堂 に会する等の観点から、中小企業関係者、学識 経験者、非上場会社の会計基準に関する関係諸 団体がメンバーとなるほか、法務省、金融庁、 経済産業省、中小企業庁、東京証券取引所がオ ブザーバーとして参加することとされた(詳細 については、89頁の(表1)参照)。

また、作業の効率性と幅広い意見集約の双方 を達成する等の観点から、「中小企業の会計に 関する指針|作成検討委員会のメンバー(日本 商工会議所、日本税理士会連合会、日本公認会 計士協会、企業会計基準委員会)に、日本経済 団体連合会等が加わる形で共同事務局が設置さ れて、懇談会の開催に向けた準備が行われると ともに、必要に応じて、参考人からの意見を聴 取することとされた。

なお、懇談会の問題意識は広く関係者で共有 されているほか、本件は喫緊の課題として認識 されていることから、本年中旬を目途に会計基準のグランドデザインに関する報告書を取りまとめた上で、個別の会計処理については、その後に検討を行う方向で議論を進めることとされた。

## 報告書の取りまとめ

懇談会では、計5回の審議が行われた上で、 2010年7月30日に開催された会議において、 以下を骨子とする報告書とすることが合意された。

### 1. 懇談会設置の趣旨

 $\mathbf{III}_{\mathbf{z}}$ 

- 日本の会計基準の国際化を進めるにあたって、 非上場会社への影響を回避すべき又は最小限 にとどめるべきなどの意見を踏まえ、非上場 会社の実態、特性を踏まえた会計基準の在り 方について幅広く検討する。
- 検討にあたっては、我が国の非上場会社の多様性にも配慮し、我が国経済の成長や企業活力の強化に資するという観点も考慮に入れる。

### 2. 審議経過

•3月4日に第一回会合を開催し、以後、参考人からの意見聴取を実施しつつ、諸外国での対応も把握しながら検討を行い、本日(7月30日)、第5回会合を開催し、報告書の取りまとめを行った。

# 3. 非上場会社の会計基準に関する基本的な考 え方

#### (基本的な視点)

- 我が国の非上場会社には、上場会社に近い会社が含まれる一方で、それら以外の中小企業が大半を占め、極めて幅広い構成となっており、また、経理の体制も多様である。
- したがって、非上場会社は、極めて幅広いた

め、1つのまとまりとして議論するのではなく、区分した上で議論する必要がある。とりわけ中小企業に適用される会計基準、指針については、中小企業の特性を踏まえ、中小企業の活性化に資する観点から取りまとめることが肝要であり、経営者にとって理解しやすく、作成事務が最小限で対応可能であり、簡素で安定的なものであることを指向する必要があると考えられる。

#### (会計基準の国際化との関係)

- 非上場会社の実態を踏まえると、非上場会社、 とりわけ中小企業に適用される会計基準又は 指針は国際基準の影響を受けず、安定的なも のにすべきである。
- ただし、非上場会社の中には、グローバルな活動を行っている会社や上場を計画している会社もあり、そのような会社が、会計基準の国際化を考慮に入れた対応を行うことを妨げるものではない。

#### (法人税法との関係)

• 現行の確定決算主義を前提とした上で、中小 企業の実態を踏まえて法人税法の取扱いに配 慮しつつ、適切な利益計算の観点から会計基 準の在り方の検討を行うことが適当である。

#### (普及のための施策等)

- ・非上場会社の中でも、とりわけ中小企業は、 会計基準を遵守する誘因が相対的に低いため、 今後は、中小企業の健全な育成を図る観点か らも、関係者が協力して、教育、普及に努め ることが期待される。
- また、従業員が容易に自社の財務諸表を利用 できるようにする方策を検討すべきであると の意見も出された。

# 4. 非上場会社の分類と適用される会計基準又は指針

## (1) 非上場会社の分類

① 金融商品取引法の対象となる非上場会社

- ② 金融商品取引法適用会社以外の会社法上の 大会社
- ③ 会社法上の大会社以外の会社
- (2) 各々の分類に適用される会計基準又は指針
- ① 金融商品取引法の対象となる非上場会社
- •基本的には広く投資家を対象としているため、 従来どおり、基本的には上場会社に用いられ る会計基準を適用し、金融商品取引法の規定 により対応していくことが適当である。
- ② 金融商品取引法適用会社以外の会社法上の 大会社
- 会計監査人による監査が義務付けられている ため、上場会社に用いられる会計基準と整合 性を図っていく必要がある。
- ただし、一般的に、上場会社に比べ利害関係者が少ないと想定されるため、今後、上場会社に用いられる会計基準を基礎に、一定の会計処理及び開示の簡略化を検討していくことが適当である。
- 会計監査人による監査が義務付けられている ため、引き続き企業会計基準委員会において 対応することが適当であると考えられる。
- ③ 会社法上の大会社以外の会社

以下の方針に基づき、具体的な対応を図ることが適当である(90頁(表2)参照)。

- A)「会社法上の大会社以外の会社」について 一定の区分を設け、その区分に該当するもの については、中小指針とは別に新たな会計指 針を作成する。
- 「一定の区分」の区分方法については、会社 の属性(同族会社、法定監査対象外の会社、 会計参与の設置を当面予定していない会社、 資金調達の種類、財務諸表の開示先等。将来 上場を目指す企業は対象外とする。)、会社の 行っている取引の内容の複雑性(外貨建の取 引、デリバティブ等)、会社規模(売上高、 総資産、資本金、従業員数等)などを踏まえ

検討することが考えられるが、具体的には、 報告書公表後、新たな会計指針を作成する際 に、関係者にて検討する。

- 新たに作成する会計指針の名称については、 具体的に作成する際に併せて検討する。
- ●一定の区分に該当する会社群に適用する会計 指針は、以下の内容とする。
  - ・中小企業の実態に即し、中小企業の経営者 に容易に理解されるものとする。
  - 国際基準の影響を受けないものとする。
  - ・法人税法に従った処理に配慮するとともに、 会社法第431条に定める一般に公正妥当と 認められる企業会計の慣行に該当するよう 留意する。
  - ・新たに設ける会計指針の作成主体は、中小 企業庁の研究会の動向も踏まえて、今回の 報告書公表後、関係者にて検討する。
- B) 現在の中小指針の見直しに関する対応は、 以下の内容とする。
- 平易な表現に改める等、企業経営者等にとっても利用しやすいものとする。
- 会計参与が拠るべきものとして一定の水準を 引き続き確保するものとする。
- 現在の中小指針を適用する会社群については、 中小指針の見直し時に、新たに設ける会計指針 の適用される範囲と整合性のとれるものとする。

# IV おわりに

本懇談会は、会計基準のコンバージェンスが 進展する中、非上場会社、とりわけ中小企業へ の会計基準の国際化の影響を回避又は最小限に すべきという問題意識に基づき、かつ非上場会 社に適用される会計基準又は指針の全般的なグ ランドデザインを描くことを目的としたもので あった。

本懇談会では、非上場会社の会計に関連する

者が一堂に会して活発な議論を行った結果、非 示しており、今後の非上場会社の会計を進展さ 上場会社、とりわけ中小企業に適用される会計 せていく上で、意義深いものであったと考えら 指針については国際基準の影響を受けないもの れる。今後、本報告書に記載した具体的な対応 とするという共通認識を得るとともに、中小企 業の実態を踏まえて新たな区分を設けて中小企 業全般に企業会計の考え方を浸透する方向性を

を進めていくにあたり、関係者による精力的な 取組みを期待したい。

## (表 1)「非上場会社の会計基準に関する懇談会」名簿(2010年7月30日時点)

座 長 安藤 英義 専修大学 商学部教授

副座長 島崎 憲明 住友商事株式会社 特別顧問

宮城 勉 日本商工会議所 常務理事

寺田 範雄 全国商工会連合会 専務理事

逢見 直人 日本労働組合総連合会 副事務局長

池田 隼啓 日本税理士会連合会 会長

上西左大信 日本税理士会連合会調査研究部 特命委員

增田 宏一 日本公認会計士協会 前会長

小見山 満 日本公認会計士協会 副会長

久保田政一 日本経済団体連合会 専務理事

佐藤 行弘 三菱電機株式会社 常任顧問

神田 秀樹 東京大学大学院 法学政治学研究科教授

品川 芳宣 早稲田大学大学院 会計研究科教授

平松 一夫 関西学院大学 商学部教授

西川 郁生 企業会計基準委員会 委員長

新井 武広 企業会計基準委員会 副委員長

(オブザーバー)

河合 芳光 法務省 民事局参事官

三井 秀範 金融庁 企業開示課長

平塚 敦之 経済産業省 経済産業政策局企業行動課企画官

濱野 幸一 中小企業庁 財務課長

松崎 裕之 東京証券取引所 上場部長

## (表 2) 会社の分類と適用される会計基準

区分	会社数	連結	単体
上場会社	約 3,900 社	国際会計基準の任意適用	
①金商法開示企業 (上場会社以外)	約 1,000 社	日本基準  連結先行で  コンバージェンス	日本基準日本基準
②会社法大会社 (上場会社及び①以外) (資本金 5 億円、又は、 負債総額 200 億円以上)	約 10,000 社 から上場会社、①に含ま れるものの数を除く	作成義務なし	(注) 簡略化
③上記以外の株式会社 (上場会社、①及び②以 外)	約 260 万社 から上場会社、①、②に 含まれるものの数を除く	11円以来ががる し	中小指針 新たな区分の指針 (仮称)

(注) 2010 年 3 月 26 日開催の企業会計審議会総会の資料を一部改編。なお、上場会社の連結財務諸表への国際会計基準の強制適用の判断時期は 2012 年を目途。